

学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ 不安や困りごと、ありませんか？



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子どもへの接し方が分からない

- 子どもに学校に行くよう働きかけてよいのか
- 学校に行かない理由を聞いてよいのか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけない
- このままでは、将来、進学や就職できないのでは

一人で悩まないでください。

不登校は誰にでも起こり得ることです。
お子さんや保護者の方の周りには、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。このパンフレットでは、不登校等学校が苦手なお子さんの保護者の方の相談先などについてご紹介します。

問い合わせ先

小牧市教育委員会学校教育課
TEL 0568-76-1165
MAIL gkyouiku@city.komaki.lg.jp

多様な学びの場や支援の仕組みについて

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、保護者支援についてお悩みの方は

まずは、学校・教育委員会にご相談ください

(1)教育委員会(不登校相談担当)

お子さんの不登校が続く場合等学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みの相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

①適応指導教室

学校外の学びの場として、カルミア(旧味岡児童館内)とアイトワ(青年の家内)の2カ所を設置しています。一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。

②不登校児童生徒訪問指導員

学校と連携を図りながら、自宅を訪問し、子どもや保護者の方とコミュニケーションを取りながら、社会的自立を支援します。フレッシュフレンドとつながる窓口にもなります。

③フレッシュフレンド

学校教育課に登録した大学生等が自宅を訪問します。趣味や遊びを通して子どもの心をほぐしながら、人と関わる楽しさを実感できるようにし、社会的自立を支援します。

④フリースクール等

学校や適応指導教室以外の、日中の時間帯に不登校の子どもが学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑤その他

【夜間中学】 学齢期を過ぎた人が夕方から夜にかけて通う中学校のことです。学齢生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。2026年に小牧高校内に設置される予定です。詳細は愛知県教育委員会のホームページでご確認ください。

接続

(2)学校

①相談室(心の教室)

教室に入れない時など、落ち着いて過ごせる相談室が学校内にあります。各小中学校には心の教室相談員が配置されており、子どもたちや保護者の方の相談に乗ります。



②校内教育支援センター(校内サポートルーム)

学校には行けるけれど教室には入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。学校が一人一人のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートをしたりします。

③スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラーは、子どもたちや保護者の方の心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家で、愛知県や小牧市から各学校に派遣されています。スクールソーシャルワーカーは子どもたちや保護者の方に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをしたりする福祉の専門家で、小牧市から各学校に派遣されています。

困ったときは相談してください。

不登校に関する相談窓口

○不登校に関する相談窓口

名称	概要	問い合わせ先
小牧市教育委員会 学校教育課 学校教育係	不登校に関する相談全般	TEL：0568-76-1165(平日8:30~17:15) 〒485-8650：小牧市堀の内三丁目1番地
	適応指導教室の利用相談	

学びたい、居場所をつくりたいと思ったときはご連絡ください。

不登校児童生徒の学びの場・居場所

○適応指導教室

名称	概要	問い合わせ先
カルミア	学校へ行きたくてもなかなか行くことができない児童生徒を対象としています。 個に応じた学習やスポーツ活動など、他者とふれあう活動を通じて、社会性を身につけながら、集団生活への適応を図ります。	TEL：通学校または学校教育課へご相談ください カルミア所在地：小牧市大字岩崎250番地1 (旧味噌児童館2階)
アイトワ		TEL：通学校または学校教育課へご相談ください アイトワ所在地：小牧市堀の内一丁目1番地 (青年の家内)



○不登校児童生徒訪問指導員

名称	概要	問い合わせ先
不登校児童生徒訪問指導員	学校と連携を図りながら自宅を訪問します。自宅にて子どもや保護者の方とコミュニケーションを取りながら、子どもの社会的自立を支援します。 必要に応じて、フレッシュフレンドとつながる窓口になります。	小牧市学校教育課学校教育係 TEL：0568-76-1165(平日8:30~17:15) 〒485-8650：小牧市堀の内三丁目1番地 または通学校へご相談ください

○フレッシュフレンド

名称	概要	問い合わせ先
フレッシュフレンド	不登校児童生徒訪問指導員とともに学校教育課に登録した大学生等が自宅を訪問します。趣味や遊びを通して、子どもの心をほぐしながら、人と関わる楽しさを実感できるようにし、社会的自立を支援します。	小牧市学校教育課学校教育係 TEL：0568-76-1165(平日8:30~17:15) 〒485-8650：小牧市堀の内三丁目1番地 または通学校へご相談ください

○フリースクール(小牧市内)

名称	所在地	問い合わせ先
レインボーハート	小牧市小牧原新田897番地3	TEL：090-1236-7777(代表:藤原) URL： https://cocoro-iro.jimdo.com/
Chelsea Art School	小牧市三ツ渚1872番地2	TEL：090-8519-1182(代表:吉田) URL： https://chelseastudio1212.work/artschool/

そのほか、愛知県内にあるフリースクールについては以下のページでご確認ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/ibasyo.html>（愛知県HP内）

子どもたちの居場所

○児童館

小牧市には「こまきこども未来館」と「地域児童館」を合わせた8つの児童館があります。

詳細は以下のページでご確認ください。

<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/kodomomirai/tasedaipuraza/zigyousuisin/3/46890.html>

(小牧市HP内)

困ったときは相談してください。

その他の相談窓口等

○子育てや子どもの発達等に関する相談窓口

名称	概要	問い合わせ先
小牧市 少年センター	少年の非行や問題行動、いじめ、不登校、その他の悩みなどについて相談に応じます。	TEL：0120-783-291 または 0568-75-0001 9:30~12:00 13:00~17:00 (月・祝日を除く) 〒485-0041：小牧市小牧三丁目555番地 (ラピオ3階)
小牧市 子育て世代 包括支援センター	家庭における児童の養育、人間関係、その他の児童問題などの相談を行っています。	TEL：0568-77-6200 平日 9:30~17:00 〒485-0041：小牧市小牧三丁目555番地 (ラピオ3階)
小牧市 保健センター	発育や発達などに関する様々な相談事業を行っています。	TEL：0568-75-6471 平日 8:30~17:15 〒485-0044：小牧市常普請1丁目318
春日井 児童相談センター	子どもについての悩みをお持ちの方、子ども本人を対象に、子育てについてや家庭のことについて相談を行っています。	TEL：0568-88-7501 平日 8:45~17:30 〒480-0304：春日井市神屋町713-8
春日井保健所	ご家族や子ども本人を対象に、ひきこもりやこころの病気について相談を行っています。	TEL：0568-31-0750 平日 9:00~16:30 (12:00~13:00を除く) 〒486-0927：春日井市柏井町2丁目31

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

本ガイドラインは、不登校児童生徒が民間施設(フリースクール等)の活動及び自宅においてICT等を活用した学習を行っている場合に、その学びが社会的自立を助ける上で適切な学びとなっているかを校長が総合的に判断し、「指導要録上の出席扱い」とすることができる目安を示すものです。

また、家庭と学校とが十分な連携・協力関係を保ち、子どもたちが将来に向けて多様な学びにつながる一助になることを目指しています。

<指導要録上の出席扱いの要件、判断の目安>

民間の施設(フリースクール等)に通う児童生徒について

- 1 学校と保護者との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 2 民間施設(フリースクール等)における相談・指導が児童生徒にとって適切であるかどうか、校長が教育委員会と十分連携をとって判断すること。
- 3 原則、当該施設に通所または入所して相談・指導を受けること
- 4 学習計画や内容については、原則、小中学校の教育課程に照らしたものであることを前提とし、適切な指導が行われていること。

自宅においてICT等を活用した学習(※)を行う児童生徒について

- 1 学校と保護者との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 2 児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援を目的とし、訪問等による対面指導が、定期的かつ継続的に行われていること。
- 3 学習活動が、当該児童生徒の学習の理解の程度をふまえた計画的な学習プログラムであること。
- 4 ICT等を活用した学習内容、時間について把握が可能であること。
- 5 ICT等を活用した学習活動は、原則、当該児童生徒が学校外の公的機関(小牧市適応指導教室「カルミア」「アイトワ」)、民間施設(フリースクール等)において相談・指導を受けられないような場合に行うものであること。
- 6 原則、学習内容は小中学校の教育課程に照らしたものであることを前提とすること。

※ICT等を活用した学習活動の例

ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動で、民間業者が提供するICT教材を活用した学習やICT等を活用した教材や授業配信による学習など